

# 関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例

平成28年3月5日

関西広域連合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他関係法律の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法（他の法律において準用する場合を含む。）において使用する用語の例による。

(審査請求における手数料の納付)

第3条 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(再審査請求における手数料に係る規定の準用)

第4条 前条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、同条中「法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。

(関西広域連合行政不服審査会)

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに、広域連合長の附属機関として、関西広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査請求の事件が発生したときに設置し、全ての事件が終了したときに廃止する。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が任命する。

3 委員の任期は、審査会の廃止をもって終了するものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第8条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。  
(審査会の会議)

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、議長が決する。

(審査会の会議録)

第10条 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、本部事務局総務課において行う。

(委任)

第12条 第5条から前条までに規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(審査会の提出資料の写しの交付における手数料に係る規定の準用)

第13条 第3条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条中「法第38条第1項(他の法律において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(補則)

第14条 この条例(第5条から第11条までの規定を除く。)の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(審査会の招集の特例)

2 事件ごとに最初に開かれる審査会は、第9条第1項の規定にかかわらず、広域  
連合長が招集する。

別表（第3条、第4条、第13条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写 したもの又は電磁的記録に記録さ れた事項を用紙に出力したものの 交付	1 単色刷り	用紙1枚につき10円
	2 多色刷り	用紙1枚につき30円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料  
の額を算定する。